

平成27年度 第1回岡山県後期高齢者医療広域連合懇話会概要

1. 日 時 平成27年11月6日(金) 午後1時30分から3時00分

2. 場 所 岡山県市町村振興センター 4階 中会議室

3. 出席者(出席者14名、欠席者1名)

【委員】 中西委員 山上委員 田村委員 土屋委員 大西委員 平松委員
田中委員 横見委員 赤澤委員 布澤委員 原田委員 鈴木委員
高木委員 吉田委員 (欠席:西田委員)

【事務局】 猶村事務局長 中永総務課長
森川総務班長 今井資格賦課班長 露木給付班長 鈴木書記
(欠席:黒田広域連合長)

4. 次 第

- ・開 会
- ・事務局長あいさつ
- ・懇話会委員・事務局職員の紹介
- ・懇話会について
- ・会長及び副会長の選出
- ・議 題
 - 1 平成28・29年度の新保険料率について
 - 2 保健事業計画の策定について
 - 3 その他
- ・閉 会

5. 会議内容

- ・開 会
司会進行(事務局)
- ・あいさつ
広域連合長欠席のため、事務局長があいさつ
- ・懇話会委員・事務局職員の紹介
懇話会委員、事務局職員自己紹介
- ・懇話会について
組織について要綱に沿って説明
- ・会長の選任
会長に高木委員を選出
- ・あいさつ(会長)
皆様方には、引き続き岡山県後期高齢者医療広域連合の運営につきまして、それぞれの立場で御意見を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。
この後期高齢者医療広域連合では、75歳以上の皆様方が安心して元気に過ごしてい

ただくため、安心して医療が受けられ、一方では負担をできるだけ軽減をしていくためにはどうすればよいか。そして後期高齢者の方が安心して、そしてお元気で生きがいをもって暮らしていただけるよう、お手伝いをする懇話会です。それぞれのお立場で御出席をしていただいておりますので、きたんのない御意見を承りまして、これからの広域連合の運営に十分生かしていきたいと思っておりますので、引き続きましてよろしくお願いを申し上げます。

面白い風刺落書きでございますが、『1億総活躍社会まだ休めないのか』後期高齢者の方がこういう呟きをされておられますし、『マイナンバーナンマイダーと聞き違い』ということを言われていまして、高齢者のみなさんそれぞれの立場で生きがいをもって社会へ貢献できる人は貢献していただく、そういう社会を目指していけばいいと思っております。挨拶が長くなりましたが、引き続き、よろしくお願い申し上げます。

・副会長の指名

平松委員を会長が指名

・議 題1 平成28・29年度の新保険料率について

(事務局)

資料に基づき、説明

(委 員)

75歳の後期になって保険料を払っているが、支払い能力がないのに、保険料が下がらず、保険料が上がってしまう。今後の施策についてどのような考えか、意見を伺いたい。

(事務局)

国のほうとしても制度として、保険料の2割軽減、5割軽減、8.5割軽減という所得の低い方に対しては、軽減を掛けてという施策を現在行っています。軽減が掛かる範囲の方をどこまでに設定するか、軽減の拡充について、現在、検討しております。当広域連合においては、お支払いただいて、集めることも必要なもので、無理のないところの保険料にはしたいのですが、先ほど説明がありましたように、ベースとして拡大するものですから、何とかしたいのですが、払えなくなると大変なことになるので。保険料については、国でも考えていますし、広域連合でも払えない方には、市の窓口等で分納などの相談を受けるよう行っております。

(委 員)

内容はよくわかるのですが、75歳になったら反対に今まで苦労してきたのだから、恩典とか何かそういったものがないのですか。1割と3割とどういう開きがあるのですか。全員75歳になったら1割でよろしいとはならないのですか。やはり所得に応じてなるのですか。

(事務局)

病院で払う時の1割負担か3割負担ということですか。

(事務局)

これも国で決めているのですが、税の市町村民税の課税所得が145万円以上の方は3割お願いします。つまり所得がある方に3割負担をお願いします。145万円以上というのは国で決まっているので、広域連合で軽減等を判断しようがないのです。

(委員)

事務局で国へ対して懇話会委員から意見が出ていると、国へ要望を連絡しているのか。

(事務局)

国の制度が変わるときや年に1回ないし2回、国への要望事項があります。事務的なことは別として政策的なことで、1割、3割の全員1割にといった話はしていませんが、例えば、軽減が無くなるという動きに対し、軽減を無くさないような処置をしてください、考え直してくださいというような要望はしております。現状よりも悪くなるようなことはやめてくださいと、やるのなら急激な変化を起こさないようなやり方で、みなさんが納得するようなやり方で行ってくださいというお願いはしております。

(会長)

全国の広域連合の協議会で、今のような御意見を各広域連合でまとめ、協議会の中で整理し、国へ全国の協議会の意見として陳情、要望を行っている。皆さんの御意見を一番切実な話を聞かせていただき、それをまとめて全国の広域連合でそれぞれの代表が御意見を申し上げ、それをまとめて国へこのようにしてほしいという要望は、1年に1回やっている。私も協議会の副会長をしていたので、会長と一緒に厚生労働省へ陳情に行ったのですが、今も続いているということですので、またそういう機会に意見を挙げていただくということは、やり方としてあるのです。聞きっぱなしで終わりではなく、御意見を伝えるという一つの組織絵作りがありますので、それを通じていろんな御意見を国へお願いするということによろしいか。

(委員)

今の質問に対して、事務局の回答は不十分だと思いますので指摘しますが、75歳になったから保険料が高くなったという点についての説明がないと思う。例えば、社会保険の扶養が外れるとか、その点を説明してあげてほしい。それから75歳になったからといって、他の保険から移ったことによって自己負担率は上がらないはずですから、この点についても十分説明してあげてください。

(事務局)

75歳になったからといって、何かの保険には皆様入られている。国保から入られた方は3割が1割負担ということで、そこで急激に負担が増えたという話ではありません。元被扶養者の方、つまり旦那さんの扶養を受けられていた奥さんが、75歳で後期高齢者医療に加入された場合は、所得割率は掛かりません。それから、原則2年間は均等割額が9割軽減という形になっています。法上は2年間5割軽減のはずですが、今、国で財政措置をうたっていますので、9割軽減ということは本来払う額の1割で済んでいるというような状況になっています。これは健康保険組合等加入されている方の被扶養者であって、国民健康保険に入られている方の場合は被扶養者扱いされませんので、その辺は公平性に欠けるという議論はあるのですが、75歳になって、従前から極端に保険料が上がる、あるいは窓口負担が増えるという形にはなっていないと考えます。

(委員)

75歳になったのに保険料が上がったということが考えられるとしたら、社会保険の被扶養者以外考えられないので、その辺の説明をお願いすると、自己負担についても普通の保険に比べて不利になる部分はないと思う。そのあたりの説明を十分していただきたい。

(会長)

75歳以上の皆さんの医療費がいくら使われましたという総額の金額、その総額の金額に対してどのような負担をしていくか、それは国が補助し、県が補助し、市町村が補助し、74歳以下の皆さんも負担していただく。そして75歳以上の皆さんが、その残りの金額を負担していただくということですから、国、県、市町村の補助金をもう少し率をあげれば、総額からその額を引けば、残りが75歳以上の皆さんの負担が減るようになるのですが、これはこれとしていろんな方法がありますが、先ほどおっしゃったように、75歳になると国民健康保険から後期高齢者医療保険に入る、社会保険の扶養者の方が75歳以上になると後期高齢者医療保険に入る。入ったことによって率が上がるといったことはないのですが、総医療費を抑制していけば、その他の負担の軽減が落ちていきますから、国、県、市町村の補助金をもう少し出せとお願いするのがよいか、そうといいながらも国、県、市町村も財政はパンク状態ですから、なかなか今の率を上げて負担をするのは難しいので、そういう状況の中、各市町村で医療費の総額を抑えるため、お元気でお医者さんにかからないような施策を作っていく、皆さんが医療の対象にならないようにすれば負担が落ちるので、総医療費がこれだけありますといったところから逆算していき、どのようにその点を補っていくかということになっているので、先ほどの方々が入ったから率が上がったということはないので、医療費が毎年上がって同じ率であっても負担が増えていくということになるのです。

(委員)

会長が言っていることはよくわかったが、そうではなくて、75歳後期になったらそこで、恩典を施す方法はないのか。

(会長)

そういうことですか。恩典をかけたらどうですかということですか。

(委員)

これからは健康寿命を延伸していこうということで、全国老人クラブ連合会からも各県へそういう指令が出ている。各市町村からも、いきいき百歳体操など積極的に行い少しでも健康な寿命を延ばしていこうと、今推計ですが80歳以上が1千万人を超えたというようですから、これから高齢者が増えていく率が非常に高いので、これを税金で賄うというのは現実、他の人が税金をたくさん納めていけばいくらか恩典を受けることになるのでしょうか。実感としては、医療費1割の負担でも助かると思っている。高齢者なので1つか2つ病気を持っている。血圧だけでかかっているが、お医者さんへ行く期間が長くなって、薬は以前のを飲んでいますが7週間分でも3種類で1,200円くらい、それは1割なので薬代だけで1万2,000円くらいかかっているのもそれだけの負担で済んでいるのは非常に助かっている。とにかく健康に過ごしていこうということで、積極的に老人クラブとして取り組みをしています。

(委員)

健康でいられるような市町村の体制をとっていただきたい。3割負担の人、そういう方の意見も聞いております。一生懸命若い時に働いてきて、やっと75歳、これから3割になると高齢者になるほど医療の負担が大きくなる。85歳、90歳になった時も、普通なら2,000円で済むところが3割ですからそれを1週間に毎週行くようになると大変。どうかならんか。所得がそれだけあるからですが、その所得をそれだけにするのはどれだけ大変な思いをしているか考えてほしいという意見がありました。3割の方から、なんとか1割ないしは2割にならないかと意見を聴いております。

(委員)

一人あたりの医療費は、全国に比べて岡山県は高いのか、低いのか。わかればどんな病気で高くなっているのか教えてほしい。

(事務局)

全国からいうと高い方から15番目位だと思う。具体的な数字は現在ありません。本来ならデータがあるはずなのですが、まだそこまで分析ができていないので。地域分析なり聞き取り分析は、現在分析の最中です。

(委員)

また、分析が出ましたら教えてください。

(事務局)

だいたい西高東低と言われて、医療費が高いのが福岡であるとか、高知であるとか、岡山県も高い位置ではあるのですが、それほど極端ではないというような感じではおります。

(会 長)

岡山県は医療機関が充実しているのでしょうか。

(事務局)

入院日数によってかなり違うみたいですよ。

(会 長)

外来より、入院が負担になっているのでしょうか。

(委 員)

後期高齢者の方の年間の所得53万円。その中から、医療保険として保険料を平成28年度は7万円くらい支払われる。それに介護保険料がプラスされるのですよね。所得に占める割合が比率としたら、かなり高い気がする。国民としたら確かに厳しいと思う。で、どこをどうしたらよいかは私にはよくわかりませんが、お聞きしたいのは所得割率の事なのですが、均等割率はみなさんお一人ずつ決まった額なのですよね。5万2,700円で年間決まっているわけですね。それにプラス所得割率1万8,000円がどういう形で算出されているのか、もう一度教えていただきたい。

(事務局)

資料3の3段目の表の中ですけども。

(委 員)

それを見たのですが、10.56%が1万8,000円というところがどうやって出てくるのかわかりやすく教えてください。

(会 長)

資料3の上から2段目、単年度に約278億円いるということです。それを54%が均等割で負担。これを被保険者数で割ればこれだけになる。所得割は46パーセントですから278億円の46パーセント、128億円。これが総所得額、見込みがこれぐらいになるので、これを割ると率として10.56%ですから、所得の金額によって10.56%を掛けるので、所得の多い人は負担が増え、所得が少ない人は10.56%掛けても負担が少なくなる。均等割は平等に一人に5万2,70

0円となり、この負担128億円を総所得で割ったら10.56%が出てくる。

(委員)

事務局の説明が足りないのです。均等割額は一人当たり5万2,700円の定額ですから、所得割額は128億円求めないといけないのですから、これを被保険者数で割ったのではないのですか。それで1万8,000円を求めて一人当たりの保険料額をこの資料に乗せただけで、単純に考えて所得割のかからない人もいますでしょう。それをこういう表現で載せるからわかりにくいのです。

(会長)

総額では一人7万237円、均等割が5万2,700円、所得割で払ってもらう金額はみな1万7,537円。だからこれによっては所得割のかからない人は5万2,700円ですし、かかる人は総額で7万237円、所得割の一人に平均すれば1万7,537円かかるということですね。状況は様々です。平均にすれば所得割の額になってきますね。

(一人当たり平均)総額は7万237円で、均等割額が5万2,700円だから所得割額は(差引で)1万7,537円となるが、これは平均であって、所得に10.56%を掛けたものなので、3万円の人もいれば、0円の人もあり、平均すれば所得割額が1万7,537円になるということではないのですかね。

(委員)

ここの資料にパーセントだけでなく、平均で1万7,537円という全額を記載していればわかりやすかったですね。

(委員)

所得割率の上限は何パーセントですか。

(事務局)

率の上限はないです。

(会長)

率は定率ですね。基礎控除33万円、年間33万円以下の方は、所得割は掛からない。それを越えた33万以上の額に10.56%を掛ける。

(委員)

年収が1000万円の場合はどうなりますか。

(会長)

上限が57万円以上になったらそこで頭打ちになる。そこで上限はくくっている。

(委員)

資料3、2段目の予定保険料収納率で、保険料のパーセンテージが保険料の金額に影響すると思うのですが、27年度は99.32%を超えそうなのか、手前なのか、目標くらいになりそうなのか、状況は分かっているのですか。

(事務局)

普通徴収が始まって数カ月ですので、まだ状況把握は難しい。

(委員)

2年ごとの保険料の算定ということなのですが、例年、目標値を基礎として保険料の算定をしているのですか。

(会長)

99.32%は年金から天引きするので率はよいでしょうね。個人に令書を出して徴収すれば70%、80%となるでしょうけど。天引きというのはよく考えられていますね。普通徴収はあるのですか。

(事務局)

はい、年金の額が高い方が普通徴収になる可能性があります。いただいている年金の半分以上になると天引きができなくなりますので。

(委員)

資料3、保険料率の算定についてです。給付の見込み5,516億円の見込みが正しいのであれば、次の後期高齢者医療負担金も変わらないですよ。保険収納必要額が552億円がでる。収納率は国保と比べて桁違いに良いのでここが少々ぶれても、保険賦課総額556億円はそんなに変わってこないと思います。そうすると、あとはどこで調整するのかというと、均等割と所得割の比率ですよ。あっさりとして54対46と書いてありますが、これは動かさないのですか。全国平均を1としたとき、岡山県の平均を0.8478で算定しましたと書いていますが、均等割の方は応益割、所得割は応能割ですよ、ここの部分は調整できるのではないですか。

(事務局)

この数値は国が示した数値になりますので、岡山県で上下は難しい。

(委員)

できないのですか。

どれが良いか悪いかわからないのですが、均等割しか払えない人の方に負担をあげるのか、所得割の払える人の方の負担を上げるのか、これは保険者として広域連合の裁量はないのですか。

(事務局)

そうですね、所得係数を示されたらその係数を使用せざるを得ないので。

(委員)

この部分が変わらないのであれば、こうやって懇話会で示されても、給付の見込みを算定するときには被保険者の数と一人あたり医療費等を求めて出すわけですが、この見込みを変える以外であれば、基金取り崩しか、剰余金を入れるしか変更できる場所はないのではないですか。

(会長)

この制度がスタートした時には基金がなかったため、今は基金をいくらか積んでいるのですが、基金をすべてつぎ込むわけにはいかないのです、その辺をどうさびわけするか。それ以外は、国が決めたことだからつけない。国保では、応益、応能を50対50にきなさいと指導がありますよね。後期高齢の54対46は全国共通ですか。

(事務局)

所得係数によって違います。

(会長)

所得係数で、当てはめると54対46になるのですね。
これは全国で示された係数になるので動かさないということです。

(委員)

剰余金、財政安定化基金は今いくらあるのですか。

(事務局)

基金は、岡山県から頂いた残高として、平成27年度末予定で約33億円です。
剰余金は27年度末予定で約27億円です。

(委員)

50億円はあるのですね。

(会長)

278億円の50億円は、約20パーセント位ありますね。
しかし、風邪が流行ったりいろんな病気が出てきたりと突発的なことが出てきたときに医療費を払わないといけないので、ある程度の基金として持つておかないといけないと思う。その辺、国から基金の何パーセント入れなさいといったものは示されていないのですか。裁量で自由にできるのですか。

(委員)

国保は、基金は大体最大数の278億円積みなさいです。ですが、実際には3割

程度積みばよいと言われている。

取り崩すのは簡単だが、もし何かあったら困る。一応、国の調整交付金で調整できるようにはなっているが。

(事務局)

財政安定化基金で、国からいくら入れなさいといった話はないのですが、入れても構わないとはなっています。県が持っているので県との協議になります。

(会 長)

はい、今回は貴重な御意見を賜りました。大変ありがとうございました。それではこの項は終了します。

・議 題2 保健事業計画の策定について

(事務局)

資料に基づき、説明。

(会 長)

内容的なものはまだ出来上がっていないということなので、次回また説明を受けたいと思います。これについて御意見、御質問はありませんか。

(委 員)

この分析は県全体の分析を行っているのか、それとも市町村別、性別という形までを分析しているのか。

(事務局)

県全体の中で市町村別、性別までをお願いしています。

(委 員)

その際、規模の小さいところは、偶然性の問題が入ってくるので気を付けないと、一人重病人が出ただけでデータがすごい代わってくるので。

(委 員)

医療を何歳までやらなければならないのか、やめる時期はわからないのですが、100歳になっても手術をやる場合がある。その後のケアが大変となってくる。

(会 長)

個々の判断によるので、線にくくるのは難しいですね。

(委 員)

歯科の立場から、後期高齢者の被保険者に係る歯科検診ですが、約6億円の補助

金が出ている。これを使って歯科検診というのは全国を調べてみると、一つの県で全市町村でやっているところがある。岡山県で健診データはどうだったか調べてみると、市町村から上がってきたものに対して、後期高齢者の方の歯科検診を補助している。実際行っているのが、井原市、早島町、鏡野町の3市町。今補助金も出ているし、是非こういったものを利用し後期高齢者の方の歯科検診も、ぜひ視野に入れて取り組んでいていただきたい。よろしくお願いします。

(会 長)

市町村が集まる会議等あれば各自治体で考えてもらうことは必要ですね。

(委 員)

国は、各市町村へ通知はしているが、市町村によっては独自の健診要綱があつて定められている。こういうものがありますということはお知らせしています。

(会 長)

歯が丈夫でないと健康にならない。大切なことですね。

(委 員)

資料別紙②2ページ、過去の取組の考察（これまでの保健事業についての振り返り）参考例という資料があるのですが、ここに健康診査が平成20年からやっていますよ、歯科検診は平成24年度から市町村でやっていますという資料があるが、岡山県はどうなんですか。で、保健事業項目、4の保健指導、丸の3つ目、重複頻回受診者への指導は、やはり重複頻回受診者は薬をたくさん飲みすぎている可能性がありますから、こういう指導をしていかないといけない時期にあると思うのですが、まだデータが出そろっていないということなので結構遅れているのかと思う。

重複頻回受診者への訪問指導に対する補助金が、平成27年度は予算で1.9億円の補助金が出ている。28年度は3.5億円。後期高齢者医療制度の保健事業に関連する補助事業はたくさんありますから、トータルで平成27年度は医療費適正化等推進事業として、17億円の補助事業を国の方では踏まえてますから、それをどのように岡山県の広域連合は取り組むのか。いろいろメニューが出されているのになかなか進んでいないという状況は、いかがな状況かなという気がします。

(事務局)

保健事業については、確かに岡山県は遅れている。取り組み自体が広域連合自体でなかなか取り組めないのが、市町村へのお願いという形を取らざるを得ない。市町村との連携は非常に大切だと思っはいるが、そこまでやれていないのが現状です。データヘルス計画を策定する以上はそれを実効性のあるもの、あるいは活用していきたいと考えております。

(会 長)

先ほどの歯科医師会からお話は、歯科医師会から直接市町村へ個別に依頼をしていけば、進んでいくのではないのでしょうか。

(委員)

市町村へ申し入れをしてくれるよう、県の歯科医師会から各支部へ連絡をしているのですが、なかなか進んでいません。

(事務局)

なお、この資料は、国のモデル事業の資料であって、岡山県の資料ではありません。参考資料です。

(委員)

今のいいお話があっても、市町村へ広域連合から何も具体的なお話はない。市町村は構成メンバーですが、広域連合と意見交換など全くない。広域連合議会のご存じのとおりまったく機能していない。だから広域連合が何をしているのか市町村からはまったくわからない。で、津山市の国保でいうと14億円を後期高齢者医療支援金を払っている。払うものは払っているが、私たちから見たら広域連合は経営が甘いのではないかと思う。この辺、市町村との意見交換の場を設けてほしい。津山市からも職員を派遣していますが、それはもう広域の職員なので、津山市には関係のない人になる。今の保健事業についてもいい話があるのであれば、熱意をもって取り組んで医療費抑制や生活向上に取り組みをされたらどうですか。

(会長)

構成市町村と連携を取っていくのはとても大切なことだと思う。議会は津山市の黒見さん、あの人はすごい張り切って、勢いよく言われて執行部が大変な目をして、この懇話会についても、倉敷の議員さんが是非岡山でもやって、それぞれの団体の意見を聴き運営に役立てていきなさいと厳しく言われ懇話会を立ち上げた。

市町村の担当者との意見交換は大切なこと。そういう会をもっていきましょう。前向きに検討してください。

・議題3 その他について

(会長)

いい機会ですので、他に意見はありますか。

・事務連絡

(事務局)

平成27年度第2回懇話会日程調整について

・閉会

(会長)

皆様方には大変お忙しい中を御出席いただきまして、厚くお礼を申し上げます。

今回も、大変貴重なそれぞれの立場で御意見を賜りました。国に対してしっかりと要請をしていかなければならないもの、さらには内部で連携を取りながら取り組まなければならないもの、こういった課題を頂いたわけでございまして、事務局におかれましては、この内容をしっかり踏まえて対応をしていただきたいと思います。次回は1月の中旬に日程を調整させていただきまして、一つの具体的なものが示されるというふうに思いますが、また貴重な御意見を承りますようお願いを申し上げます。本日は大変ありがとうございました。